

三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」

都市部を中心に感染が急速に再拡大し、県内でも7月31日以降、連日2桁を超える新規感染者の発生が続くなど、予断を許さない状況にあります。

気を緩めることなく徹底的に感染拡大防止策を講じていくことで、県民の皆様のかけがえのない“命と健康”を守っていくため、『三重県指針』ver.3を緊急的に強化し、

“三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」”

を行い、オール三重で対策に取り組んでいきます。

8月3日「緊急警戒宣言」発出後の県内の感染状況をふまえ、改めて次の感染防止対策を徹底いただきますよう、お願いします。

I. 宣言発出後の状況をふまえた「10の取組」について

①重症化する事例が発生

高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、これまで以上に感染防止対策を徹底し、感染リスクの高い場所への移動は控えてください。

②40代、50代以上の感染者が増加

若い世代に限らず、すべての世代で感染防止対策を今一度徹底してください。

③家庭内で小・中・高校生に感染を広げてしまう事例が増加

家庭内にウイルスを「持ち込まない」ために、家庭の内外を問わず基本的な感染防止対策の徹底を心がけてください。

④無症状患者は少なく、陽性者には発熱、倦怠感等の症状が出現

体調に異変を感じた方は、外出や人との接触を避け、かかりつけの医療機関や帰国者・接触者相談センターに早期に相談してください。

⑤北勢地域（桑名市、四日市市、鈴鹿市など）で感染者が多数発生

県外の感染者が急増しているエリアへの不要不急の往来を自粛してください。

また、感染者が急増している地域にお勤めの方については、勤務後の繁華街訪問を自粛してください。

⑥県外の企業との取引が多い県内企業における感染事例が発生

日々の業務の中で感染された事例が発生していることから、従業員の健康管理や事業所内の感染防止対策を徹底するとともに、在宅勤務、オンライン会議等を活用してください。

⑦集団感染（クラスター）が発生

大人数での宿泊や長時間の飲食など「三つの『密』」が重なる場での集団感染（クラスター）が発生していることから、改めて、ソーシャルディスタンス、マスクの着用等、基本的な感染防止対策を徹底してください。

⑧他県において、寮や寄宿舎における集団感染が発生

類似施設における感染防止対策の徹底と、施設利用者に対する注意喚起を行ってください。

【県・市町等行政機関が行う取組】

⑨外国籍の方の感染事例が発生

多言語での呼びかけなど、外国籍の方の感染拡大防止に取り組むとともに、差別・偏見につながらないよう啓発する。

⑩行政機関における感染事例が発生

職員の健康管理や職場の感染防止対策、職員への注意喚起を再度徹底する。

2. 移動に関する感染防止対策について

(1) 県民の皆様へ

○繁華街など感染者が急増しているエリアにおける、「三つの『密』」となる環境が非常に多く、感染防止対策が不十分な飲食店、クラブ、カラオケなどの利用自粛はもちろんのこと、県外のそうしたエリアとの不要不急の往来の自粛

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○感染者が急増している地域にお勤めの方について、勤務後の繁華街訪問の自粛

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

を要請します。

○県内の繁華街における感染防止対策が不十分な県内の飲食店、クラブ、カラオケ等の利用を控えること

○大学生をはじめ、若い世代の皆様は、大切なご家族やご友人に知らないうちに感染を広げてしまわないよう、繁華街など感染者が急増しているエリアへの移動は避ける、また、酒類を伴う飲食時の近接距離での長時間の会話には特に注意する等、日常生活における慎重な行動と感染防止対策の徹底

○体調がすぐれない場合は、外出を控えること

○高齢者や基礎疾患をお持ちの方については、移動の際には感染防止対策を徹底のうえ、慎重に行動

をお願いします。

(2) 県外にお住まいの皆様へ

○帰省等をご検討されている感染者が急増しているエリアにお住いやお勤めの方は、今その必要があるか、一度立ち止まって考えていただき、体調がすぐれない場合は三重県への移動を避けてください。

3. 感染防止対策と社会経済活動の両立について

(1) 県内事業者の皆様へ

- 感染拡大予防ガイドライン等を実践するとともに、改めて従業員への周知徹底や、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開、店舗内に掲示することで周知するなどの感染防止対策の徹底
- 休日の間に発熱等があった場合も含め、感染が疑われる症状がある場合は休暇とするなど、従業員の体調への配慮をお願いします。
- 全国でこれまでクラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、クラブ、カラオケ等）においては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき、感染防止対策を徹底してください。【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

(2) 高等教育機関の皆様へ

- 県内の大学においても複数名の感染が確認されていることから、これまで以上に感染防止対策の徹底、学生への注意喚起を実施してください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

以上について、8月3日（月）～8月31日（月）を期間とします。

4. 三重県が実施する緊急対策

(1) 医療提供体制について

① 検査体制

- 県保健環境研究所へリアルタイムPCR機器を1台増設（7月末）することで、これまで通常1日2回のタイムスケジュールで80件実施してきた検査能力を、1日2回で120件実施と増強。緊急時等には3回実施することで1日あたり最大180件の検査が可能となっている。さらに、抗原検査（定量）機器を新たに導入予定。
- その他、（医療）機関に必要な検査機器（12台）を追加配備することで、行政検査協力（医療）機関をこれまでの2機関から7機関へ拡充予定。
- 検体採取体制については、帰国者・接触者外来に加え、地域外来・検査センター（PCR外来）を現在6箇所開設済みであり、さらに4箇所程度を追加で開設予定。

② 病床・宿泊療養施設確保

- フェーズ2（感染拡大期）対応としてすでに209床の受入体制を整備。
- 今後の更なる患者増加に備え、フェーズ3（まん延期）対応として358床での受入に向け、関係医療機関等へ協力依頼を開始。
- 軽症者等向け宿泊療養施設についても、約100室の運用を開始。

③ 保健所機能強化

○これまで保健所OB・OG職員や看護師等27名を任用したほか、本庁および地域庁舎職員による応援体制を構築してきたが、患者の発生状況等に合わせ、最大90人の応援体制に向けて、さらなる全庁的な支援を図る。

○クラスター発生時における接触者調査および積極的疫学調査等の支援を行うため、新たに外部の医師や看護師等も加えた「クラスター対策グループ」を再編成し、大規模クラスター発生施設等へ派遣する仕組みを構築。

(2) 飲食店等における感染防止対策の徹底について

○バー、キャバレー、カラオケ店等の飲食店関係約6,590店舗に感染防止対策の徹底及び業種別ガイドラインの遵守等により対策を行っている店舗は、貼り紙を掲示することで見える化を図るよう依頼済。

そのうえで、感染防止対策を実施していない店舗において、感染者が発生した場合は、現地指導や感染症法に基づく店舗名の公表を検討。

○クラスターが発生した店舗には、特措法に基づく個別の休業要請を検討。

○店舗等で感染者が発生した場合、同時間帯にQRコード(※)を読み取った方(接触した可能性のある利用者)へLINEでメッセージを通知するシステムを8月中旬に運用開始予定。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 愛知県、岐阜県、名古屋市との連携

生活文化圏を共有する愛知県、岐阜県、名古屋市と感染状況、感染防止対策について積極的に情報共有

皆様ご自身、そして大切な家族や友人、同僚の「命と健康」を守るためにには、ウイルスを「持ち込まない」「広げない」ことが大切です。県民、事業者の皆様、県外にお住いの皆様におかれましては、本宣言の趣旨をご理解のうえ、感染防止対策徹底のご協力をお願いいたします。

令和2年8月3日公表
令和2年8月14日改訂
三重県知事 鈴木 英敬